資料３

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
経過報告について

○ 瑞浪市は平成２９年４月１日より総合事業を実施しています。それに伴い、全ての要支援認定者の介護予防訪問介護を訪問型サービス、介護予防通所介護を通所型サービス、介護予防支援のうち、総合事業対象のみのサービス利用のプラン作成を介護予防ケアマネジメントとして、介護保険の地域支援事業　介護予防・生活支援サービス事業として実施しています。

	H29
訪問型サービス　（円）	16,265,795
通所型サービス　（円）	62,033,581
介護予防ケアマネジメント　（件）	1,601（44.8%）
＜参考＞介護予防支援（保険給付）（件）	1,973（55.2%）

○総合事業の実施に伴い、要支援の状態と想定される方が、総合事業のみ利用を希望する場合、介護認定を受けずに、基本チェックリストによる事業対象者の申請をすることが出来ます。
事業対象者と認定されると、要支援１相当の訪問型サービス、通所型サービスのみ受けることができます。

	H29
事業対象者　（人）	6

＜内訳＞
- 新規　１名
- 要支援１の更新　１名
- 介護認定非該当　４名

＜経過＞
- 利用なし　２名
- 訪問型サービス　０名
- 通所型サービス　４名（陶生苑デイ２、ぬくもりデイ２）